

家畜伝染病予防法施行規則の一部改正等について

令和3年7月1日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

1 背景・経緯

- (1) 令和2年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザの過去最大の発生及びワクチン接種農場における豚熱の発生で明らかになった家畜伝染病の発生予防及びまん延防止に係る課題を踏まえ、先般、農林水産省防疫対策本部を開催し、家畜伝染病予防法施行規則等の見直しに係る方針を決定した。
- (2) このため、決定された方針に基づき、家畜伝染病予防法施行規則（飼養衛生管理基準を含む。）、飼養衛生管理指導等指針及び特定家畜伝染病防疫指針を見直すこととする。

2 改正概要

以下の事項を中心とし、その他所要の改正を行う。

(1) 家畜伝染病予防法施行規則

- ① 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置について、発生予防に係る指導・勧告・命令の猶予期間をそれぞれ2週間から1週間に、まん延防止に係る命令の猶予期間を1週間から3日間に短縮。
- ② 飼養衛生管理基準
 - ア 飼養衛生管理を行うに当たり踏まえるものとして、これまで記載があった飼養衛生管理基準に加えて、飼養衛生管理指導等計画を追記。（1（牛等）、2（豚等）、3（鶏等）及び4（馬）の項）
 - イ 大規模農場においては、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置する規定を新設。（1（牛等）、2（豚等）及び3（鶏等）の項）
 - ウ 家畜の頭数が多く、殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める家畜の所有者は、対応計画を策定する規定を新設。（2（豚等）及び3（鶏等）の項）
 - エ これまでの「埋却等の準備」に代え、「埋却等に備えた措置」として、埋却地又は焼却施設を確保することとし、これらが困難な場合は代替措置として埋却・焼却・化製に係る都道府県が求める取組を実施すること

を規定。(2 (豚等) 及び3 (鶏等) の項)

(2) 飼養衛生管理指導等指針

- ① 都道府県は、家畜の所有者による埋却地の確保が困難な場合の措置（焼却施設との事前協定締結、移動式レンダ装置の活用準備等）を家畜の所有者と共同して対応することを追記。
- ② 都道府県は、埋却地等の確保及び周辺住民の理解醸成に向けた取組を指導することを追記。
- ③ 埋却地の確保や指導計画の見直しに当たって、地域協議会等の活用を行うことを追記。
- ④ 家さんの所有者等が毎年行う措置として、飼養衛生管理基準の遵守に関する一斉点検を追記。
- ⑤ 国及び都道府県はクロスコンプライアンス導入を推進する規定を新設。
- ⑥ 命令違反時は、都道府県が原則公表することを追記。

(3) 特定家畜伝染病防疫指針

- ① 発生に備えた都道府県の取組として、以下の点に留意した動員計画及び調達計画の策定、国への報告について規定。
 - ・ 都道府県内の最大規模の農場における発生を想定する。
 - ・ 家畜衛生担当部局、畜産・農業関係団体のみではなく、都道府県を挙げた動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図る。
 - ・ 都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難な場合に、農林水産省、他の都道府県等からの派遣について、事前に動物衛生課と協議する。なお困難な場合には事前に動物衛生課と調整する。
 - ・ 衛生資材、薬品等の備蓄、特殊自動車等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。また、可能な限り、資材や特殊自動車の調達等に関する防疫協定の締結を進める。 等
- ② 都道府県は、家畜の所有者に対する埋却地の確保等に係る指導等を徹底するとともに、周辺住民の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行うこと、これらの取組が十分でない場合は、焼却施設等、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整し、可能な限り、防疫協定の締結を進める等の措置を講ずるとともに、家畜の所有者に対して、必要な取組を求めることを規定。

- ③ 都道府県知事が必要と認める大規模所有者に対して、発生に備えた対応計画の策定を指導し、策定された対応計画を動物衛生課に報告することを規定。
- ④ 都道府県は、事前策定した動員計画をもとに、必要な人員に関する具体的な防疫計画を立てることを規定。

3 今後のスケジュール

令和3年10月 公布・施行（2（1）②イのうち、1の項（牛等）については令和4年10月、ウのうち、2の項（豚等）については令和5年4月、エのうち、2の項（豚等）については令和6年4月、3の項（鶏等）については令和4年10月）